

平成 27 年度

包括外部監査結果報告書

—高齢者施策に関する事務の執行について—

広島市包括外部監査人

公認会計士 村田 賢治

目次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	監査対象期間	1
4	事件を選定した理由	1
5	監査の実施期間	1
6	監査対象部署	1
7	監査従事者	2
8	利害関係	2
9	監査の結果と意見について	2
	(1) 監査の「結果」と「意見」	2
	(2) 表記の方法	3
10	その他	3
第2	監査の総括	4
1	「結果」及び「意見」一覧	4
2	監査の視点	5
3	監査手続	5
第3	監査対象事業の概要	6
1	高齢者施策について	6
	(1) 高齢化の現状と高齢者の動向	6
	(2) 国の高齢者施策	18
	(3) 高齢者施策関連法規	24
	(4) 政令指定都市の高齢者福祉事業	27
	(5) 市町村の高齢者福祉事業	30
	(6) 介護保険制度	34
	(7) 後期高齢者医療制度	47
2	広島市の高齢者施策の概要	50
	(1) 高齢者を取り巻く現状と課題	50
	(2) 広島市高齢者施策推進プランについて	53
	(3) 組織体制	60
	(4) 高齢者施策に係る財政	65

第4	監査の結果及び意見	69
1	社会の活力を支える存在としていきいきとしたセカンドライフを送るための環境 づくりの促進	69
	(1) 老人福祉センター及び老人いきいきの家	69
	(2) 公益社団法人広島市シルバー人材センター	88
	(3) 高齢者公共交通機関利用助成	99
2	40代からの健康づくりと介護予防の促進について	101
3	地域生活の支援	109
	(1) 地域包括支援センター	109
	(2) 地域見守り活動等の促進	127
	(3) 高齢者・介護者に対する支援	130
4	生活環境の充実	134
	(1) 高齢者向け福祉施設等の確保	134
	(2) 福祉のまちづくりの推進	151
	(3) 生活交通の確保	154
5	権利擁護の推進	156
	(1) 高齢者虐待	156
	(2) 孤独死	160
6	介護サービス基盤の整備促進	162
	(1) 介護サービス基盤の整備促進	162
7	介護保険事業の円滑な実施	166
	(1) 介護保険事業の円滑な実施	166
	(2) 要支援・要介護認定の適正化	170
	(3) 保険料の軽減のための取組の実施	176
8	認知症の人への支援の充実	181
9	被爆者への援護	184
10	その他の高齢者施策関連事業	186
	(1) 老人大学・老人大学院	186
	(2) 社会福祉法人の指導監査	194
	(3) 後期高齢者のはり・きゆう施術費の支給	195
11	平成16年度包括外部監査の結果及び意見に対する措置及び対応状況	196

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに広島市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

高齢者施策に関する事務の執行について

3 監査対象期間

原則として平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
ただし、必要に応じて平成25年度以前及び平成27年度の執行分を含む。

4 事件を選定した理由

広島市における65歳以上のいわゆる高齢化率は平成29年度には24.4%に達する見込みと想定されている。このような中で、広島市は老人福祉法及び介護保険法に基づいた、高齢者施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的に「広島市高齢者施策推進プラン」を策定している。このプランに基づき、自助・共助・公助のバランスが取れた高齢者施策を地域づくりと密接に連携しながら進めることとしている。

その一方で、広島市では限られた予算の中で、ますます増大する他の行政需要に対応していくことが求められている。

以上のことから、高齢者施策に関する事務の執行等が法令等を順守し経済的・効率的・有効的に行われているか監査するため、「高齢者施策に関する事務の執行について」を平成27年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

5 監査の実施期間

平成27年7月13日から平成28年1月13日まで

6 監査対象部署

健康福祉局健康福祉企画課、同監査指導室、同地域福祉課、同高齢福祉部高齢福祉課、同高齢福祉部介護保険課、同保険年金課、同原爆被害対策部調査課、同原爆被害対策部援護課、同保健部保健医療課、経済観光局雇用推進課、道路交通局都市交通部交通対策担当、同都市交通部交通施設整備担当

7 監査従事者

包括外部監査人	村田 賢治	公認会計士
補助者	山本 哲男	弁護士
補助者	山邊 彰三	公認会計士
補助者	野呂 貴生	公認会計士
補助者	川西 英之	公認会計士
補助者	大出 秀徳	公認会計士
補助者	本庄 清春	公認会計士
補助者	前田 可南子	公認会計士
補助者	藤原 直高	公認会計士
補助者	佐野 嘉宣	公認会計士
補助者	上甲 佳苗	公認会計士
補助者	河村 徹	公認会計士
補助者	後藤 洋平	公認会計士 (注)

(注) 平成 27 年 9 月 24 日公認会計士登録。

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果と意見について

本報告書において記載した監査の「結果」及び「意見」の内容について、次のように定義を明確にした。

(1) 監査の「結果」と「意見」

ア 結果

- 財務に関する事務の執行において、合規性に関する事項で、適当でない事務処理があったと判断した事項
- 財務に関する事務の執行において、著しく妥当性を欠き改善すべきと判断した事項

イ 意見

- 財務に関する事務の執行において、合規性に反するとまでは判断しないが、説明責任上対応することが望ましいと判断した事項
- 財務に関する事務の執行において、経済性・効率性・有効性などの観点から改善することが望ましいと判断した事項
- 財務に関する事務の執行に関する監査を行う中で、発見した行政事務の合理性と能率性に関し改善することが望ましいと判断した事項

(2) 表記の方法

監査の「結果」と「意見」は、段落を設け、冒頭に結果又は意見として表示し記載している。

10 その他

本報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S62=昭和 62 年
H	平成	H14=平成 14 年

本報告書中の数値は全て単位未満を切り捨てており、合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合及び計算結果がゼロとなる場合は「0」としている。また、%（パーセント）の数値は、本報告書記載の数値を計算の基としているため、切り捨てを行わない数値を基として算定した場合との間に差異が生ずることがある。

引用文、表及びグラフの下に、出所を記載している。

第2 監査の総括

1 「結果」及び「意見」一覧

項 目	内 容	区分		頁	
		結果	意見		
社会の活力を支える存在としていきいきとしたセカンドライフを送るための環境づくりの促進	老人福祉センター及び老人いきいきの家	指定管理者の応募状況について (高齢福祉課)		○	85
		設置状況について (高齢福祉課)		○	85
		指定管理者の備品の管理状況について (高齢福祉課)		○	86
	公益社団法人広島市シルバー人材センター	役員の報酬等に関する規程の公表について(広島市シルバー人材センター)	○		91
		賞与引当金の計上について (広島市シルバー人材センター)	○		92
		高齢者公共交通機関利用助成		○	100
40代からの健康づくりと介護予防の促進について	お達者ポイント事業について (保健医療課)		○	106	
地域生活の支援	地域包括支援センター	地域包括支援センターの利用状況の評価指標の設定について(高齢福祉課)		○	125
		地域包括支援センターの活動状況の自己評価について(高齢福祉課)		○	126
生活環境の充実	高齢者向け福祉施設等の確保	軽費老人ホームに対する補助金額の検証について(高齢福祉課)		○	147
		有料老人ホーム指導調査について (高齢福祉課)		○	148
		有料老人ホームから収集した財務諸表の分析について(高齢福祉課)		○	149
		生活支援ハウスの運営委託費について (高齢福祉課)		○	149
		生活支援ハウスの入居者の選定手続について(高齢福祉課)		○	150
権利擁護の推進	高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する研修の効率的な実施について(高齢福祉課)		○	160
介護保険事業の円滑な実施	介護保険事業の円滑な実施	サービス事業者等に対する実地指導の頻度について(介護保険課)		○	169
	要支援・要介護認定の適正化	要介護認定の調査の実施者について (介護保険課)		○	175

項 目		内 容	区分		頁
			結果	意見	
介護保険事業の 円滑な実施	保険料の軽減の ための取組の実 施	介護保険料の減免要件について (介護保険課)		○	179
認知症の人への支援の充実		認知症高齢者等の家族の会に対する支 援について (高齢福祉課)		○	182
その他の高齢者 施策関連事業	老人大学・老人 大学院	講座の重複について (地域福祉課)		○	193
平成 16 年度包括外部監査の結果 及び意見に対する措置及び対応状 況		高齢者住宅改造費助成事業に係る意見 への対応について (高齢福祉課)		○	197

2 監査の視点

- 事業実施に際して、法令、要綱等に準拠し、適正に執行され、また、事業実績報告が適正になされ、実施事業内容の検証がなされているか。
- 事業実施に際して、計画性をもって、経済的、効率的かつ有効的な執行が行われているか。
- 高齢者施策に係る財産の管理運営は適切に行われているか。
- 経済環境の変化などに対応して、経済的かつ有効な行政運営となるように常に見直しがなされ、持続可能な経営計画が策定されているか。
- 市民及び利用者に対し、十分な情報が伝えられているか。

3 監査手続

各結果及び意見に係る詳細な監査手続は、それぞれの結果又は意見の前に記載しているとおりであるが、主な監査手続は以下のとおりである。

- 広島市高齢者施策推進プラン（第5期（平成24年度(2012年度)から平成26年度(2014年度)）及び第6期（平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)））に掲げられている高齢者施策について、担当者へのヒアリング、意見聴取及び書類の閲覧によりその概況を把握し、入手資料等により分析を実施した。
- 高齢者施策に係る法令、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して事業が運営されているか確認した。
- 高齢者施策に係る決裁文書、関係台帳、帳簿、契約書、証拠証ひょう等を閲覧し、その運用方法について検討した。
- 必要に応じて現地視察及び担当者へのヒアリング、書類の閲覧等により、事業実施状況について確認した。具体的には、中区役所厚生部健康長寿課、広島市中央老人福祉センター、広島市宇品老人いこいの家、広島市の財政援助団体である社会福祉法人広島市社会福祉協議会及び公益社団法人広島市シルバー人材センターに赴いた。

第3 監査対象事業の概要

1 高齢者施策について

(1) 高齢化の現状と高齢者の動向

ア 高齢化率の現状

我が国の総人口は、平成26年10月1日現在、1億2,708万人と、平成23年から4年連続の減少であった。

しかし、65歳以上の高齢者人口は、過去最高の3,300万人（前年3,190万人）となり、総人口に占める割合（高齢化率）も26.0%（前年25.1%）と過去最高となった。

また、高齢者人口のうち、「65～74歳人口」は1,708万人（男性810万人、女性898万人、性比90.2）で総人口に占める割合は13.4%、「75歳以上人口」は1,592万人（男性612万人、女性979万人、性比62.5）で、総人口に占める割合は12.5%である。

【高齢化の現状】

単位: 万人(人口)、%(構成比)

		平成26年10月1日			平成25年10月1日		
		総数	男	女	総数	男	女
人口 (万人)	総人口	12,708	6,180 (性比 94.7)	6,528	12,730	6,191 (性比 94.7)	6,539
	高齢者人口(65歳以上)	3,300	1,423 (性比 75.8)	1,877	3,190	1,370 (性比 75.3)	1,820
	65～74歳人口	1,708	810 (性比 90.2)	898	1,630	772 (性比 90.0)	858
	75歳以上人口	1,592	612 (性比 62.5)	979	1,560	598 (性比 62.2)	962
	生産年齢人口(15～64歳)	7,785	3,926 (性比 101.7)	3,859	7,901	3,981 (性比 101.6)	3,920
	年少人口(0～14歳)	1,623	832 (性比 105.1)	792	1,639	840 (性比 105.0)	800
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	高齢者人口(高齢化率)	26.0	23.0	28.8	25.1	22.1	27.8
	65～74歳人口	13.4	13.1	13.8	12.8	12.5	13.1
	75歳以上人口	12.5	9.9	15.0	12.3	9.7	14.7
	生産年齢人口	61.3	63.5	59.1	62.1	64.3	59.9
	年少人口	12.8	13.5	12.1	12.9	13.6	12.2

資料: 総務省「人口推計」(各年10月1日現在)

(注)「性比」は、女性人口100人に対する男性人口

※出所 内閣府「平成27年版高齢社会白書」から抜粋

平成26年は、前年に引き続き65～74歳人口が増加した。昭和22年～昭和24年に生まれたいわゆる「団塊の世代」が65歳に達しているためである。我が国の65歳以上の高齢者人口は、昭和25年には総人口の5%に満たなかったが、昭和45年に7%を超え、さらに、平成6年には14%を超えた。高齢化率はその後も上昇を続け、現在、26.0%に達している。

高齢者人口は平成27年には3,395万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる

平成 37 年には 3,657 万人に達すると見込まれている。

その後も高齢者人口は増加を続け、平成 54 年に 3,878 万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されている。総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、平成 47 年に 33.4%で 3 人に 1 人となる。平成 54 年以降は高齢者人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、平成 72 年には 39.9%に達して、国民の約 2.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されている。

総人口に占める 75 歳以上人口の割合も上昇を続け、いわゆる「団塊ジュニア」(昭和 46 年～昭和 49 年に生まれた人)が 75 歳以上となった後に、平成 72 年には 26.9%となり、4 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者となると推計されている。

また、高齢者人口のうち、65～74 歳人口は「団塊の世代」が高齢期に入った後に平成 28 年の 1,761 万人でピークを迎える。その後は、平成 43 年まで減少傾向となるが、その後は再び増加に転じ、平成 53 年の 1,676 万人に至った後、減少に転じると推計されている。一方、75 歳以上人口は増加を続け、平成 29 年には 65～74 歳人口を上回り、その後も増加傾向が続くものと見込まれている。

イ 地域別にみた高齢化

平成 26 年現在の高齢化率は、最も高い秋田県で 32.6%、最も低い沖縄県で 19.0%となっている。今後、高齢化率は、すべての都道府県で上昇し、平成 52 年には、最も高い秋田県では 43.8%となり、最も低い沖縄県でも、30%を超えて 30.3%に達すると見込まれている。また、首都圏など三大都市圏では、高齢化がより顕著となり、例えば千葉県の高齢化率は、平成 26 年の 25.3%から 11.2 ポイント上昇し、平成 52 年には 36.5%に、神奈川県では 23.2%から 11.8 ポイント上昇し 35.0%になると見込まれており、今後、我が国の高齢化は、大都市圏を含めて全国的な広がりを見ることとなる。

広島県における平成 52 年の高齢化率は、平成 26 年の 27.1%から 9.0 ポイント上昇し、36.1%になると見込まれている。

【都道府県別高齢化率の推移】

	平成26年 (2014)			平成52年 (2040)	高齢化率の伸び (ポイント)
	総人口(千人)	65歳以上 人口(千人)	高齢化率(%)	高齢化率(%)	
北海道	5,400	1,519	28.1	40.7	12.6
青森県	1,321	383	29.0	41.5	12.5
岩手県	1,284	380	29.6	39.7	10.1
宮城県	2,328	573	24.6	36.2	11.6
秋田県	1,037	339	32.6	43.8	11.2
山形県	1,131	338	29.9	39.3	9.4
福島県	1,935	537	27.8	39.3	11.5
茨城県	2,919	754	25.8	36.4	10.6
栃木県	1,980	498	25.1	36.3	11.2
群馬県	1,976	529	26.8	36.6	9.8
埼玉県	7,239	1,737	24.0	34.9	10.9
千葉県	6,197	1,571	25.3	36.5	11.2
東京都	13,390	3,011	22.5	33.5	11.0
神奈川県	9,096	2,115	23.2	35.0	11.8
新潟県	2,313	672	29.1	38.7	9.6
富山県	1,070	318	29.7	38.4	8.7
石川県	1,156	313	27.1	36.0	8.9
福井県	790	220	27.9	37.5	9.6
山梨県	841	231	27.5	38.8	11.3
長野県	2,109	615	29.2	38.4	9.2
岐阜県	2,041	557	27.3	36.2	8.9
静岡県	3,705	998	26.9	37.0	10.1
愛知県	7,455	1,728	23.2	32.4	9.2
三重県	1,825	495	27.1	36.0	8.9
滋賀県	1,416	332	23.4	32.8	9.4
京都府	2,610	701	26.9	36.4	9.5
大阪府	8,836	2,267	25.7	36.0	10.3
兵庫県	5,541	1,460	26.3	36.4	10.1
奈良県	1,376	383	27.8	38.1	10.3
和歌山県	971	296	30.5	39.9	9.4
鳥取県	574	167	29.1	38.2	9.1
島根県	697	221	31.8	39.1	7.3
岡山県	1,924	540	28.1	34.8	6.7
広島県	2,833	769	27.1	36.1	9.0
山口県	1,408	441	31.3	38.3	7.0
徳島県	764	230	30.1	40.2	10.1
香川県	981	286	29.2	37.9	8.7
愛媛県	1,395	415	29.8	38.7	8.9
高知県	738	237	32.2	40.9	8.7
福岡県	5,091	1,279	25.1	35.3	10.2
佐賀県	835	225	27.0	35.5	8.5
長崎県	1,386	401	28.9	39.3	10.4
熊本県	1,794	504	28.1	36.4	8.3
大分県	1,171	347	29.6	36.7	7.1
宮崎県	1,114	319	28.6	37.0	8.4
鹿児島県	1,668	478	28.6	37.5	8.9
沖縄県	1,421	270	19.0	30.3	11.3

資料：平成26年は総務省「人口推計」、平成52年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)

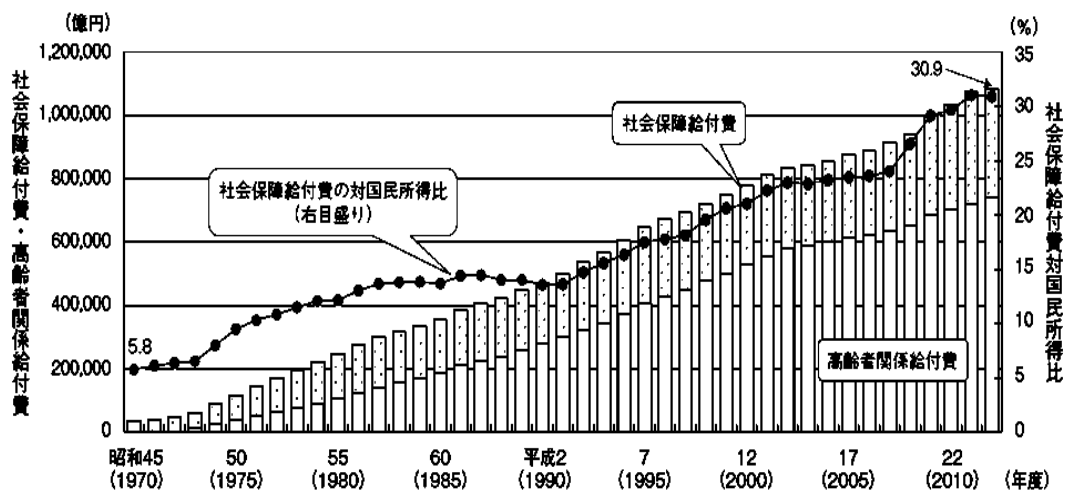
※出所 内閣府「平成27年版高齢社会白書」から抜粋

ウ 高齢化の社会保障給付費に対する影響

国立社会保障・人口問題研究所「平成24年度社会保障費用統計」により、社会保障給付費（年金・医療・福祉その他を合わせた額）全体についてみると、平成24年度は108兆5,568億円となり過去最高の水準となった。また、社会保障給付費が国民所得に占める割合は、昭和45年度の5.8%から平成24年度は30.9%に上昇した。

社会保障給付費のうち、高齢者関係給付費（国立社会保障・人口問題研究所の定義において、年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた額）についてみると、平成24年度は74兆1,004億円となり、前年度の72兆1,940億円から1兆9,064億円増加した。社会保障給付費に占める割合は68.3%で、前年度から1.1ポイント増加となっている。下記の表のように、高齢者関係給付費は年々増加しており、この傾向が続くと今後も増加していくことが推測される。

【社会保障給付費と高齢者関係給付費の推移】



※出所 内閣府「平成27年版高齢社会白書」から抜粋

エ 高齢者の家族と世帯

65歳以上の高齢者のいる世帯についてみると、平成25年現在、世帯数は2,242万世帯と全世帯（5,011万）の44.7%を占めている。65歳以上の高齢者のいる世帯について世帯構造別の構成割合でみると、三世帯世帯は減少傾向である一方、親と未婚の子のみの世帯、夫婦のみの世帯、単独世帯は増加傾向にある。昭和55年では世帯構造の中で三世帯世帯の割合が一番多く、全体の半分程度を占めていたが、平成25年では夫婦のみの世帯が一番多く約3割を占めており、単独世帯と合わせると半数を超える状況である。

65歳以上の高齢者について子どもとの同居率をみると、昭和55年にほぼ7割であったものが、平成11年に50%を割り、平成25年には40.0%となっており、子どもとの同居の割合は大幅に減少している。

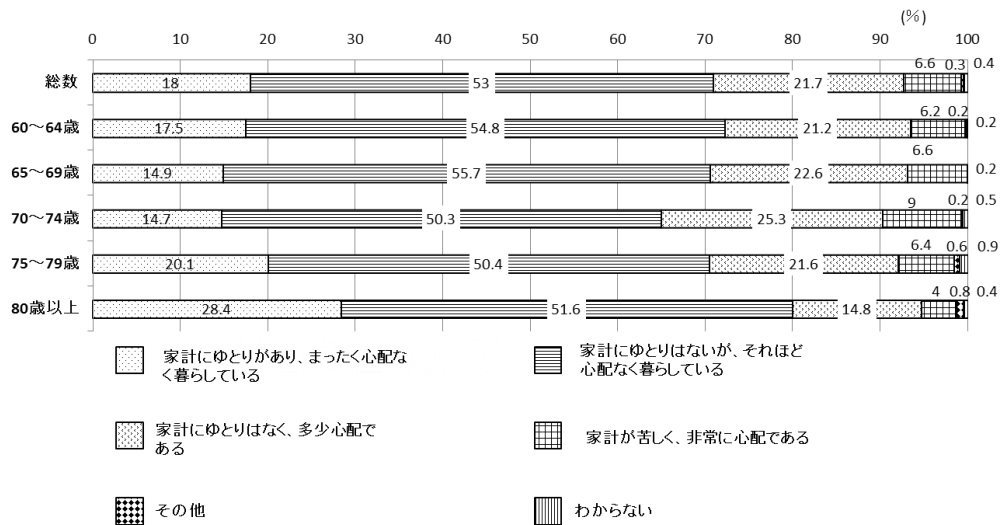
一人暮らし又は夫婦のみの世帯については、ともに大幅に増加しており、昭和55

年には合わせて3割弱であったものが、平成16年には過半数を超え、平成25年には56.2%まで増加している。65歳以上の一人暮らし高齢者の増加は男女ともに顕著であり、昭和55年には男性約19万人、女性約69万人、高齢者人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%であったが、平成22年には男性約139万人、女性約341万人、高齢者人口に占める割合は男性11.1%、女性20.3%となっている。

オ 高齢者の経済状況

60歳以上の高齢者の経済的な暮らし向きについてみると、『心配ない』（「家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている」と「家計にゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」の計）と感じている人の割合は全体で71.0%であり、年齢階級別にみると、「80歳以上」は80.0%と高い割合となっている。高齢者世帯（65歳以上の人のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の人が加わった世帯。以下同じ。）の年間所得（平成24（2012）年の平均所得）は309.1万円となっており、全世帯平均（537.2万円）の半分強であるが、世帯人員一人当たりでみると、高齢者世帯の平均世帯人員が少ないことから、197.6万円となり、全世帯平均（203.7万円）との間に大きな差はみられなくなる。

【高齢者の暮らし向き】



資料：内閣府「高齢者の経済生活に関する意識調査」（平成23年）
 (注)対象は60歳以上の男女

※出所 内閣府「平成27年版高齢社会白書」から抜粋

また、65歳以上の高齢者世帯の所得を種類別にみると、「公的年金・恩給」が211.9万円（総所得の68.5%）で最も多く、次いで「稼働所得」55.7万円（同18.0%）となっている。

【高齢者世帯の所得】

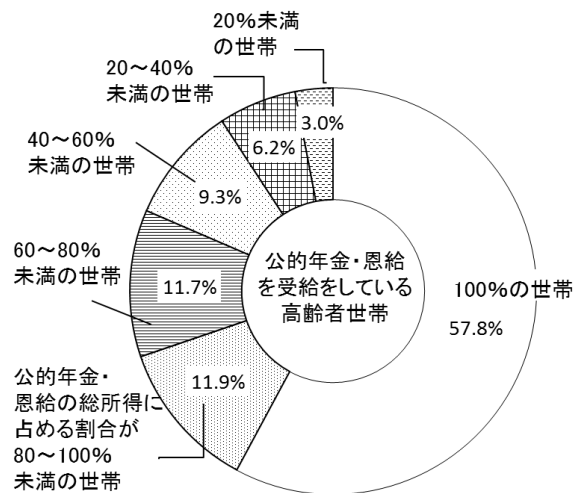
区分	平均所得金額	
	一世帯当たり	世帯人員一人当たり(平均世帯人員)
高齢者世帯	総所得	309.1万円
	稼働所得	55.7万円 (18.0%)
	公的年金・恩給	211.9万円 (68.5%)
	財産所得	22.2万円 (7.2%)
	年金以外の社会保障給付金	2.5万円 (0.8%)
	仕送り・その他の所得	16.8万円 (5.4%)
全世帯	総所得	537.2万円
		197.6万円(1.56人)
		203.7万円(2.64人)

資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成25年)(同調査における平成24年1年間の所得)
 (注)高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

※出所 内閣府「平成27年版高齢社会白書」から抜粋

さらに、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合をみると、約7割の世帯において公的年金・恩給の総所得に占める割合が80%以上となっている。

【高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合】



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成25年)
 (同調査における平成24年1年間の所得)

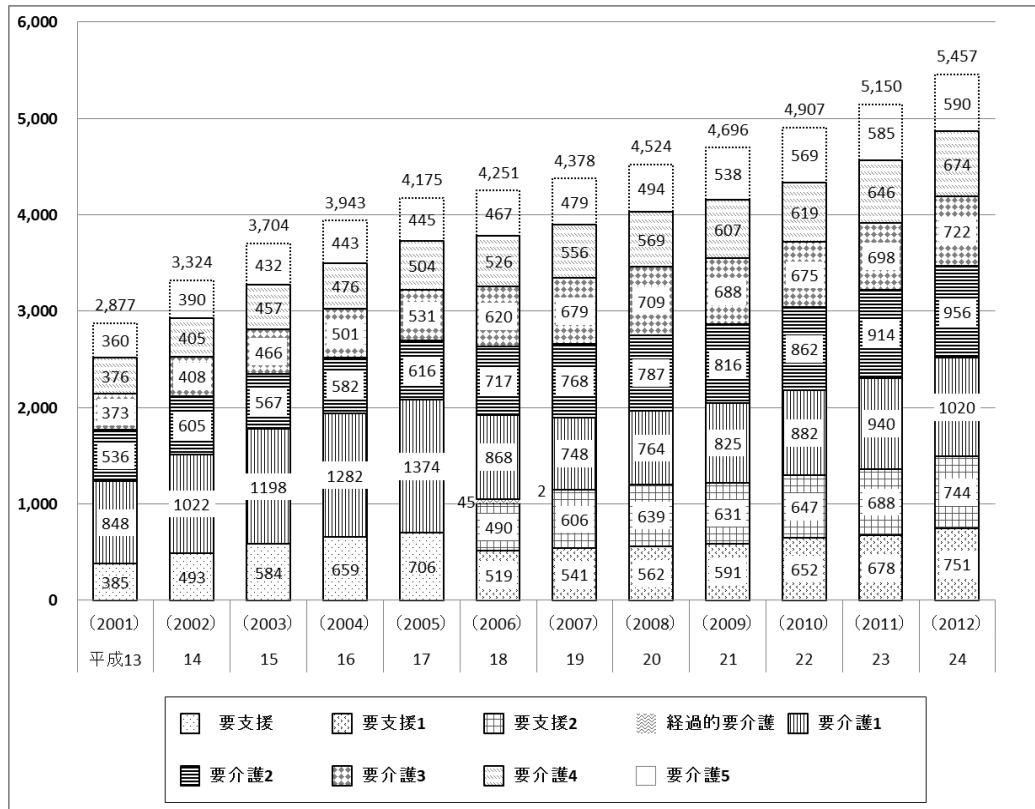
※出所 内閣府「平成27年版高齢社会白書」から抜粋

カ 高齢者の介護

介護保険制度における要介護者又は要支援者と認定された人(以下「要介護者等」という。)のうち、65歳以上の要介護者等の数は、平成24年度末で545.7万人となっており、平成13年度末から258万人増加しており、第1号被保険者の17.6%を占めている。

【第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移】

(単位:千人)



資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

(注1)平成18年4月より介護保険法の改正に伴い、要介護度の区別が変更されている

(注2)東日本大震災の影響により、報告が困難であった福島県の5町1村(広野町、楢葉町、富岡町、川内村、双葉町、新地町)を除いて集計した値

※出所 内閣府「平成27年版高齢社会白書」から抜粋

また、65～74歳と75歳以上の被保険者について、それぞれ要支援、要介護の認定を受けた人の割合をみると、65～74歳で要支援の認定を受けた人は1.4%、要介護の認定を受けた人が3.0%であるのに対して、75歳以上では要支援の認定を受けた人は8.4%、要介護の認定を受けた人は23.0%となっており、75歳以上になると要介護の認定を受ける人の割合が大きく上昇する。

介護保険制度のサービスを受給した65歳以上の被保険者は、平成27年1月審査分で488.4万人となっており、男女比で見ると男性が29.2%、女性が70.8%となっている。さらに、介護サービスの利用実態をみると、要介護1～3の人は居宅サービスの利用が多い一方、重度(要介護5)の人は施設サービス利用が約半数である。